

衆議院農林水産委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 5 月 15 日（水）、第 16 回の委員会が開かれました。

1 食料供給困難事態対策法案（内閣提出第 27 号）

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第 28 号）

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案（内閣提出第 48 号）

・坂本農林水産大臣、武村農林水産副大臣、舞立農林水産大臣政務官、政府参考人及び飯野衆議院農林水産委員会専門員に対し質疑を行いました。

（質疑者）高鳥修一君（自民）、田秀穂君（公明）、川内博史君（立憲）、山田勝彦君（立憲）、一谷勇一郎君（維教）、池畑浩太郎君（維教）、田村貴昭君（共産）、長友慎治君（国民）、北神圭朗君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

高鳥修一君（自民）

- （1） 適正な価格転嫁と消費者が買う価格の差を埋める方策
- （2） 農業者への財政支援の内容の明確化と財源の確保
- （3） 農用地区域からの除外の影響を緩和する措置に対する政府の支援
- （4） 中山間地域や中小・家族経営も含めた幅広い農業者がスマート農業に取り組めるようにする必要性
- （5） 不測の事態の対策関係
 - ア 食料増産等の具体的な計画及び継続期間に応じたシミュレーション
 - イ 米について食料供給困難事態の基準を 160 万トンの不足とすることと備蓄水準が 100 万トンであることとの整合性及び備蓄量を見直す考えの有無

角田秀穂君（公明）

- （1） 平成の米騒動と同じことが起こった場合の対応関係
 - ア 食料供給困難兆候の把握の体制及び発生と判断される段階
 - イ 消費者の買い急ぎや販売側の売り惜しみなどによる混乱を防ぐための対策
 - ウ 米について増産の要請が行われる状況の想定
- （2） 備蓄関係
 - ア 米の備蓄水準を上積みする必要性
 - イ 小麦・大豆など主要食料の備蓄
- （3） 食料供給困難事態下における買物困難者や生活困窮者への食料供給確保

川内博史君（立憲）

- （1） 食料・農業・農村基本法等における「食料」「農業」「農村」の並び関係
 - ア 言葉の並びについての議論の有無
 - イ 今回の改正に際しての議論
 - ウ 言葉の並びについて議論する必要性
- （2） 食料供給困難事態対策法案関係
 - ア 「不測時における食料安全保障に関する検討会」における罰金に刑事訴訟法の適用があることについての議論の有無
 - イ 担保措置についての議論

- ウ 罰金と過料についての枠組みは国民生活安定緊急措置法や石油需給適正化法と同じであるかの確認
- エ 令和3年の感染症予防法改正時における過料と罰金の違いについての国会の議論及び修正の趣旨
- オ 罰金は犯罪になることについて検討会での説明の有無
- カ 過料と罰金の違いについて検討会で説明しなかった理由
- キ 過料が担保措置とならない理由の説明
- ク 国民生活安定緊急措置法では指示の対象から主務省令で定める要件に該当する者が除かれている意味
- ケ 本法律案の罰金の対象から零細な生産者等は除かれるかの確認
- コ 内閣法制局における届出義務違反を過料とする協議の有無
- サ 修正案を与野党で十分議論する必要性
- シ 罰則部分の検討の不十分性

山田勝彦君（立憲）

- (1) 食料供給困難事態対策法案関係
 - ア 本法律案作成に当たっての生産者からの意見聴取
 - イ 意見交換に参加した生産者の納得の有無
 - ウ 農地が休耕地となっている理由
 - エ 緊急時に生産拡大や転作が可能であるとする根拠
 - オ 罰則関係
 - a 罰金ではなくインセンティブとしての協力金では駄目な理由
 - b 法律で縛りをかけないと農家に効き目が無いという野村農林水産大臣（当時）のコメントについての坂本現農林水産大臣の見解
 - c 農家に協力してもらうための国民的議論の必要性
 - d 過料や協力金で十分という声を拾う重要性
- (2) 内閣総理大臣が全く反論にならない反対理由を答弁している戸別所得補償制度に関する農林水産大臣の見解

一谷勇一郎君（維教）

- (1) 有事における食料供給に係る予測システム関係
 - ア 食料不足の際の代替策
 - イ 予測システムがない中での政策の発動
- (2) 農用地区域からの除外の際に確保すべき農地面積の規模
- (3) 市町村の農政部署及び農業委員会事務局の人員体制に対する問題意識
- (4) 合理的な価格形成には人件費等の恒常的なコストに配慮するとした内閣総理大臣の発言の意味
- (5) 「80年代の農政の基本方向」で示された平素から総合的な食料自給力の維持強化を図るとする考え方が機能してきたかについての意見

池畑浩太郎君（維教）

- 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律案関係
- ア 小規模農業者がスマート農業機械等を導入するための共同利用等の取組
 - イ 収穫増に伴う販路の確保
 - ウ 機械だけでなく新品種の育成・導入も支援する必要性

- エ 中山間地域で活用できるスマート農業技術等の開発・普及の必要性
- オ 地方公共団体に期待する役割

田村貴昭君（共産）

- (1) 食料供給困難事態対策法案関係
 - ア 芋への生産転換に要する期間
 - イ 食料供給困難事態に該当する過去の事例
 - ウ 米の備蓄水準を 100 万トンから食料供給困難事態において必要となる 160 万トンに増やす必要性
 - エ 不測の事態に備えて維持すべき水田の面積水準
 - オ 基幹作物に対する経営を維持できる水準の直接支援の必要性
 - カ 平時に農業所得が確保されない状況で不測時の生産促進が可能なのかについての見解
 - キ 農家への命令ではなく食料自給率向上を進める必要性
- (2) 農家が価格転嫁すれば消費者は輸入品に流れ食料自給率が低下するジレンマについての見解

長友慎治君（国民）

- (1) 議員立法「青少年自然体験活動等の推進に関する法律案」が成立した場合の取組
- (2) 国土交通省の「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案」が成立した場合の農林水産省の取組
- (3) 食料安全保障のため生産者側の対応だけでなく消費者側の取組を求める必要性
- (4) 高齢化となり手不足が深刻化する農業委員会について打つべき手

北神圭朗君（有志）

農地の違反転用関係

- ア 原因及び対応
- イ 早期発見のための対策
- ウ 農地の権利取得の許可の考慮要素として追加される農業関連法令の遵守状況についての具体的な判断基準
- エ 法令の遵守状況を確認する上で大きな役割を果たす農業委員会に対する支援
- オ 違反転用がやった者勝ちになっていることについての見解